

Dainichi

第61回定時株主総会 招集ご通知



2024年6月26日（水曜日）午前10時

（開場時間午前9時）



新潟県新潟市南区北田中780番地6

本社会議室

◎会場についての詳細は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第61回定時株主総会招集ご通知 1

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 4

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を
除く。）4名選任の件 5

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の
件 8

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈
の件 10

提供書面

事業報告 11

計算書類 25

計算書類に係る会計監査報告 28

監査等委員会の監査報告 31

当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集
ご通知をご持参くださいますようお願い申し
あげます。

ダイニチ工業株式会社

証券コード：5951

証券コード:5951
2024年6月5日

株 主 各 位

新潟県新潟市南区北田中780番地6

ダイニチ工業株式会社

代表取締役
社 長 吉 井 唯

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.dainichi-net.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「IRライブラリ」「株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ダイニチ工業」または「コード」に当社証券コード「5951」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
（開場時間午前9時）
2. 場 所 新潟県新潟市南区北田中780番地6 本社会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第61期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載しております計算書類は、会計監査人が会計監査報告書を、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定した経営基盤の確立を目指すとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。中長期的な株主利益の視点から、継続的な安定配当を基本としておりますが、利益水準や配当性向も考慮してまいります。

また、内部留保資金につきましては、研究開発、製造設備及び新規分野等に投資を行い、株主価値の向上を目指した株主還元を行う方針であります。

このような考えのもと、期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は356,071,474円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しにともない取締役を1名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当
1	よしい 吉井 ひさお 久夫	再任	代表取締役会長
2	よしい 吉井 ゆい 唯	再任	代表取締役社長
3	のぐち 野口 たけし 武嗣	再任	取締役 管理本部長 兼 総務部長
4	かいほ 海保 まさひろ 雅裕	再任	取締役 生産本部長

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	よし い ひさ お 吉 井 久 夫 (1947年1月15日生) 再任	1973年1月 当社入社 1983年3月 当社取締役 1987年2月 当社常務取締役 1992年2月 当社専務取締役 1998年10月 当社代表取締役専務 1999年6月 当社代表取締役社長 2015年6月 (一財) 佐々木環境技術振興財団 代表理事 2022年6月 当社代表取締役会長 (現在に至る)
	所有する当社の株式数	570,651株
	(取締役候補者とした理由) 同氏は、入社以来、開発、調達、営業部門に携わり、各部門の責任者を歴任し、当社における豊富な業務経験と経営全般の見識を有しているため、経営の視点より意思決定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者としております。	
2	よし い ゆい 吉 井 唯 (1976年4月3日生) 再任	2014年4月 当社入社 2017年6月 当社取締役 2018年6月 当社管理本部長 2019年6月 当社常務取締役 2020年6月 当社開発本部長 2021年6月 当社代表取締役専務 2022年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 2022年7月 (一財) 佐々木環境技術振興財団 代表理事 (現在に至る)
	所有する当社の株式数	378,534株
	(取締役候補者とした理由) 同氏は、大手メーカーにおいて技術系や営業系の幅広い業務に携わった後に当社に入社し、入社後は管理、開発部門の責任者を歴任しております。これらの豊富な業務経験と経営全般の見識を有しているため、経営の視点より意思決定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者としております。	

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
3	の ぐち なは し 嗣 野 口 武 嗣 (1974年9月28日生) 再任	1997年4月 当社入社 1997年4月 当社営業部 2014年3月 当社広報室長 2018年3月 当社総務部長(現在に至る) 2019年6月 当社取締役(現在に至る) 2022年6月 当社管理本部長(現在に至る)
	所有する当社の株式数	60,963株
	(取締役候補者とした理由) 同氏は、入社以来、営業、広報、総務部門に携わり、現在は管理部門の責任者を務めております。これらの豊富な業務経験と見識を有しているため、経営の視点より意思決定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者としております。	
4	かい ほ ぜい ひろ 裕 海 保 雅 裕 (1978年10月4日生) 再任	2013年2月 当社入社 2013年2月 当社システム開発室 2015年1月 当社生産部 2018年3月 当社生産企画部長 2019年6月 当社取締役(現在に至る) 2019年6月 当社生産本部長(現在に至る)
	所有する当社の株式数	8,037株
	(取締役候補者とした理由) 同氏は、大手メーカーにおいて技術・情報系の専門的な業務に携わった後に当社に入社し、現在は生産部門の責任者を務めております。これらの豊富な業務経験と見識を有しているため、経営の視点より意思決定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者としております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数には、ダイニチ工業役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）渡辺美幸氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、補欠として選任する監査等委員の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員の任期の満了する時までになります。

なお、2023年6月28日開催の第60回定時株主総会において、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて補欠の監査等委員として選任されました中村亨氏の選任の効力は、監査等委員会の同意を得て、2024年5月24日の取締役会の決議により、本総会にて監査等委員に選任されることを停止条件として取り消しております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
なかむらあきら 中村亨 (1964年4月29日生) 新任	1989年3月 当社入社 1989年3月 当社組立課 2000年2月 当社新製品開発課 2003年12月 当社資材課 2008年3月 当社品質保証課長 2016年4月 当社品質保証部長（現在に至る） 2021年4月 当社執行役員（現在に至る）
所有する当社の株式数	8,615株
(監査等委員候補者とした理由) 同氏は、生産部門や開発部門、品質保証部門を経験し、当社の様々な部門と監査業務に精通しており、これまでの豊富な経験と幅広い見識を活かすことにより、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性を期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。	

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 候補者の所有する当社の株式数には、ダイニチ工業従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。

(ご参考) 株主総会後の取締役のスキルマトリックス

本招集ご通知第2号議案及び第3号議案記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは、以下の通りとなります。

氏名	企業経営	業界知見	営業・マーケティング	開発・製造	財務会計	人事労務	法務・リスク管理
代表取締役会長 吉井 久夫	●	●	●	●			
代表取締役社長 吉井 唯	●	●	●	●		●	
取締役 管理本部長 兼 総務部長 野口 武嗣		●	●		●	●	●
取締役 生産本部長 海保 雅裕		●		●			
取締役 [常勤監査等委員] 中村 亨		●		●			●
社外取締役 [監査等委員] 田中 勝雄					●		●
社外取締役 [監査等委員] 宮島 道明					●		●
社外取締役 [監査等委員] 石川 佳代							●

- (注) 1. 田中勝雄氏、宮島道明氏及び石川佳代氏は、第60回定時株主総会で選任された監査等委員である取締役です。
 2. 上記一覧表は、各取締役及び取締役候補者の有するすべてのスキルを表すものではありません。
 3. 役付取締役は本総会後の取締役会にて、常勤監査等委員は本総会後の監査等委員会にて決定予定となります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される取締役（監査等委員である取締役を除く。）田村正裕氏及び辞任により退任される監査等委員である取締役渡辺美幸氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社の定める「役員退職慰労金支給内規」に基づき、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしたと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、田村正裕氏については取締役会に、渡辺美幸氏の取締役在任期間分については取締役会に、監査等委員である取締役在任期間分については監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び社内規程に沿って、取締役会の審議を経て決定しており、相当であると判断しております。また本議案に関しては、監査等委員会の同意を得ております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告17頁に記載のとおりであります。

退任される取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び退任される監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
田村正裕	2001年6月 当社取締役 2013年6月 当社常務取締役（現在に至る）
渡辺美幸	2004年6月 当社取締役（現在に至る） 2018年6月 当社取締役【常勤監査等委員】（現在に至る）

以上

(提供書面)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度(2023年4月1日～2024年3月31日)におけるわが国経済は、このところ一部に足踏みもみられるものの、緩やかに回復している状況となりました。

先行きにつきましては、緩やかな回復が続くことが期待される一方で、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある状況です。

こうしたなかにあって当社は、市場や住環境の変化に対応した商品開発に取り組み、コーヒー豆焙煎機の新モデルやフルモデルチェンジした加湿セラミックファンヒーターを発売しました。また、原材料価格やエネルギー価格の上昇、仕入先の賃上げに伴うコストの増加分に応じた販売価格の改定を引き続き進めるとともに、最適な生産体制の構築に取り組みました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高は196億50百万円(前期比7.4%減)、営業利益は11億円(同24.0%減)、経常利益は12億94百万円(同21.9%減)、当期純利益は8億88百万円(同26.6%減)となりました。

〔暖房機器〕

主力商品であります石油暖房機器では、日本国内の自社工場での生産による迅速な商品供給力と、安心して商品をお使いいただくための品質保証体制がお客様に評価されて業界内で確たる地位を築いております。

当事業年度におきましては、燃焼開始後、室温が15℃以下の場合に自動で最大火力を10～15%アップして、よりすばやくお部屋を暖める新機能「オートターボEX運転」を搭載した家庭用石油ファンヒーター「SGXタイプ」3機種を含む全12タイプ26機種の商品を販売いたしま

した。

また、電気暖房機器では、省エネ性・お手入れ性・暖房力を向上させた加湿セラミックファンヒーターを含む2機種を販売し、脱衣所やキッチンなどスポット暖房の需要にお応えしてまいりました。

しかしながら、当事業年度は、国内では需要期全般で気温が高めに推移したことの影響により販売が減少しました。また、海外への輸出は欧州が好調に推移したものの、アジアは国内同様に暖冬の影響が大きく、販売は前期実績を下回りました。

この結果、暖房機器の売上高は144億20百万円（前期比11.5%減）となりました。

〔環境機器〕

加湿器では、コンパクトな個室からワイドリビングまでさまざまなお部屋で使えるデザインモデルの「LXタイプ」を含む全8タイプ23機種の商品を販売いたしました。

また、加湿器及び空気清浄機では、全国の視聴者に向けたテレビCMの出稿など積極的な販売促進活動を行いました。

当事業年度は、加湿器及び空気清浄機並びに燃料電池ユニットの販売が前期実績を上回りました。

この結果、環境機器の売上高は39億28百万円（前期比7.9%増）となりました。

〔その他〕

その他では、4月にコーヒー豆焙煎機の新モデルを発売しました。

当事業年度は、金型等の販売が減少したものの、コーヒー豆焙煎機及び加湿器のフィルターの販売が増加したため、売上高は13億1百万円（前期比2.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度は、総額3億93百万円の設備投資を行いました。主なものは、新商品のための「金型」を取得したことや、職場環境改善のための「建物付属設備」を取得したことによるものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達について、その所要資金は全額自己資金によりまかないました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第58期 (2021年 3月期)	第59期 (2022年 3月期)	第60期 (2023年 3月期)	第61期(当事業年度) (2024年 3月期)
売 上 高	22,884	21,087	21,212	19,650
経 常 利 益	2,047	1,543	1,657	1,294
当 期 純 利 益	1,466	1,073	1,210	888
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 90.63	円 66.34	円 74.77	円 54.88
総 資 産	29,293	28,963	30,255	31,183
純 資 産	24,429	25,069	26,096	27,093
1 株 当 た り 純 資 産 額	円 1,509.32	円 1,548.88	円 1,612.35	円 1,673.99

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除して、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式期末保有数を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当する事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されるものの、世界的な金融引き締めや物価上昇、金融資本市場の変動等により先行き不透明な状況が続くものと想定されます。

今後も原材料価格やエネルギー価格は高止まりすることが想定されるため、原材料等の上昇に合わせた販売価格の改定を進めるとともに、最適な生産体制の構築に取り組んでまいります。

また、お客様から信頼され支持されることを全ての活動の基本とし、多様化するニーズに即した商品ラインナップの拡充にも努めてまいります。

今後とも役職員一同、業績向上に向け努力してまいりますので、株主の皆様におかれましては、何とぞ引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社は次の製品の製造、販売を行っております。

区 分	主 要 製 品
暖 房 機 器	石 油 暖 房 機 器 ガ ス 暖 房 機 器
環 境 機 器	加 空 湿 器 燃 料 電 池 清 浄 ツ コ ー ヒ ー 機 器 ト
そ の 他	部 品 (サ ー ビ ス パ ー ツ) コ ー ヒ ー 機 器 他

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

本社・北部工場 新潟県新潟市南区北田中780番地6

中之口工場 新潟県新潟市西蒲区

営業所

東京営業所 東京都千代田区

大阪営業所 大阪府吹田市

東北営業所 宮城県仙台市若林区

新潟営業所 新潟県新潟市南区

九州営業所 福岡県福岡市博多区

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
490名	13名減	42.1歳	19.9年

(注) 使用人数には臨時従業員、パートタイマーは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

該当する事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 54,767,100株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 19,058,587株 |
| (3) 株主数 | 5,745名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ビ ー ・ エ ッ チ	1,841,200株	11.38%
株 式 会 社 ダ イ ニ チ ビ ル	1,361,700	8.41
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,127,600	6.97
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	800,000	4.94
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	636,300	3.93
ダ イ ニ チ 工 業 従 業 員 持 株 会	591,867	3.66
吉 井 久 夫	570,600	3.53
吉 井 久 美 子	556,900	3.44
渥 美 る み 子	391,800	2.42
吉 井 唯	378,534	2.34

(注) 当社は自己株式を2,873,520株保有しておりますが、上記の大株主からは除外してあります。なお、持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2024年3月31日現在)

会社 の 地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉 井 久 夫	
代表取締役社長	吉 井 唯	一般財団法人佐々木環境技術振興財団 代表理事
常 務 取 締 役	田 村 正 裕	営業本部長 兼 営業開発部長
取 締 役	野 口 武 嗣	管理本部長 兼 総務部長
取 締 役	海 保 雅 裕	生産本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	渡 辺 美 幸	
取締役 (社外) (監査等委員)	田 中 勝 雄	税理士 田中税務経理事務所 所長
取締役 (社外) (監査等委員)	宮 島 道 明	公認会計士
取締役 (社外) (監査等委員)	石 川 佳 代	弁護士 ひめさゆり法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 田中勝雄氏、宮島道明氏及び石川佳代氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 田中勝雄氏、宮島道明氏及び石川佳代氏は、以下のとおり財務、会計及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
- ・田中勝雄氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・宮島道明氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・石川佳代氏は、弁護士の資格を有しております。
3. 当社では、常勤者を置くことにより常勤者の有する高度な情報収集力に基づく質の高い情報収集が可能となること、内部統制システムの活用や、会計監査人及び内部統制部門等との連携においても常勤の監査等委員の役割・活動が重要であることから、渡辺美幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役 (監査等委員) 田中勝雄氏、宮島道明氏及び石川佳代氏を東京証券取引所 の 定め に 基づ く 独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役 (監査等委員) 田中勝雄氏、宮島道明氏及び石川佳代氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等

① 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、①内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランスを考慮し決定するものとしております。具体的には、各取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（賞与）及び退職慰労金を支払うこととしております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位、在任年数、担当職務の職責、業務執行状況に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

退職慰労金については、支給することが株主総会で決議された後に、内規に従って算定し、金額、支給方法を決定し、退職時に支給するものとしております。

c. 業績連動報酬（賞与）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は金銭報酬とし、役位、在任年数、担当職務の職責、業務執行状況に応じて、当社の業績、従業員賞与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬に係る指標は当期純利益の計上とし、事業年度末に支給するものとしております。当該指標を選択した理由は、当期の業績を総合的かつ客観的に示していると判断したためであります。

- d. 個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業績連動報酬（賞与）については、年額の基本報酬（金銭報酬）の2割以内としております。
なお、退職慰労金の報酬に占める割合は、その性質から定めないものとしております。
- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については、事前に監査等委員会の助言を得たうえで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会の決議により、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により、株主総会で決議された枠内で決定するものとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数 (名)	報酬等の 総額 (百万円)	報 酬 等 の 種 類 別 の 額 (百万円)		
			固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬	役 員 退 職 慰 労 金
取 締 役 (監査等委員を除く)	5	208	168	14	26
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	25 (7)	22 (6)	1 (0)	1 (-)
合 計	9	233	190	15	27

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第52回定時株主総会において年額2億40百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は9名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第52回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）田中勝雄氏は、田中税務経理事務所の所長を兼務しております。なお、当社と田中税務経理事務所の間には税務処理に関する取引関係がありますが、取引金額は僅少（田中経理事務所グループの連結売上高に占める比率は1%未満）であることから、独立性に影響はないものと判断しております。
- ・取締役（監査等委員）宮島道明氏は公認会計士です。
- ・取締役（監査等委員）宮島道明氏は、太田昭和監査法人を2010年8月に退職しております。なお、退職時の法人名は新日本有限責任監査法人、現在の法人名はEY新日本有限責任監査法人です。
- ・取締役（監査等委員）石川佳代氏は、ひめさゆり法律事務所の代表弁護士を兼務しております。なお、当社とひめさゆり法律事務所との間には取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	田中 勝雄	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査等委員会についても13回のうち12回に出席いたしました。</p> <p>同氏は社外取締役に就任以降、税理士として豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>当事業年度においては、独立した立場から、税理士としての豊富な知識と経験に基づき助言・発言を行いました。</p>
社外取締役 (監査等委員)	宮島 道明	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、監査等委員会についても13回の全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は社外取締役に就任以降、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>当事業年度においては、独立した立場から、公認会計士としての豊富な知識と経験に基づき助言・発言を行いました。</p>

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	石川 佳代	<p>2023年6月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、監査等委員会についても10回の全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は社外取締役に就任以降、弁護士として豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>当事業年度においては、独立した立場から、弁護士としての豊富な知識と経験に基づき助言・発言を行いました。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	28百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は業務執行に係る役職を兼務せず、任命、人事異動、人事考課については事前に監査等委員会に意見を求めることとする。
- ③ 取締役及び使用人等から監査等委員会への報告に関する体制
常勤の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の主要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人にその説明を求めることとする。
また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合や、内部公益通報者保護規程に定める通報のうち重大と判断されるものがあつた場合は、遅滞なく監査等委員会に報告することとする。
- ④ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会規程及び内部公益通報者保護規程に基づき会社執行部門と協力し、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を作る。
- ⑤ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務については、監査等委員の請求に基づきすべて処理するものとする。
- ⑥ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、会計監査人、監査室と密接に連携して、監査の結果や指摘事項について協議及び意見交換を行うこととする。

- ⑦ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令及び定款に適合することを確保するために、企業倫理指針を制定し取締役及び従業員はこれを遵守することとする。
取締役の職務の執行状況については、取締役会は取締役会規程等に基づいて監督し、監査等委員会は監査等委員会監査等基準に基づいて、法令及び定款に適合することを監査することとする。また、常勤の監査等委員は経営会議等の主要な会議に出席し、法令及び定款に適合することをチェックする。
監査室は内部監査規程に基づいて社内各部署の業務が適正かつ有効に行われているか監査することとする。法令違反行為の事実もしくは疑いを発見した場合には、内部公益通報者保護規程に基づきその運用を行うこととする。
- ⑧ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報や文書については、法令や文書取扱規程等の社内規程に基づき保存及び管理し、また、監査室、監査等委員会、会計監査人の要求があった場合には、保管担当取締役は速やかに提出することとする。
- ⑨ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
会長、社長、業務担当取締役及び常勤の監査等委員で構成する「経営会議」を、リスク認識・対策検討を専管する組織として毎月1回開催し、その下部組織として「リスク管理委員会」「システム推進委員会」「品質保証委員会」「環境管理委員会」「安全衛生委員会」を設置し、リスク管理活動を推進する。また、各部門の業務に関わるリスクについては、それぞれの部門において必要に応じ、マニュアルやガイドラインの作成、研修等を行いリスク管理をすることとする。
監査等委員会及び監査室は、職務権限規程等の社内規程に基づく各部門の自律的な管理状況を監査し、その結果を社長及び取締役会に報告することとする。
- ⑩ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を毎月1回以上開催し、法令で定められた事項ならびに経営の重要事項について審議決定し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うこととする。
業務の運営に関する実務的な協議の場として経営会議を毎月開催し、情報交換及び職務執行の効率化に努めることとする。また、IT技術を活用し、職務の執行を効率的に行えるようなシステムを構築し、経営環境の変化に迅速に対応できるように努めることとする。
- ⑪ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社には関連する企業集団はありません。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、当事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）において内部統制システムの基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役3名のうち9回に3名が出席し、4回に2名が出席いたしました。その他、監査等委員会は13回開催されました。経営会議は12回開催され常勤監査等委員は12回出席いたしました。
- ② 監査等委員会は監査等委員会監査等基準に基づいて監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 監査室は、内部監査年間計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、全社的な内部統制、決算・財務報告プロセスに係る内部統制評価、業務プロセスに係る内部統制及びITに係る全般統制評価を実施いたしました。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	20,417,485	流 動 負 債	3,257,189
現金及び預金	7,057,211	買掛金	1,042,293
受取手形	76,745	未払金	422,691
電子記録債権	1,638,871	未払費用	240,160
売掛金	1,043,929	未払法人税等	218,443
有価証券	4,517,617	前受金	13,863
製品	4,801,352	預り金	898,547
仕掛品	157,628	賞与引当金	271,983
原材料及び貯蔵品	1,053,034	製品保証引当金	149,000
前払費用	57,331	その他の	207
その他	14,763	固 定 負 債	832,702
貸倒引当金	△1,000	繰延税金負債	119,416
固 定 資 産	10,766,085	再評価に係る繰延税金負債	102,230
有形固定資産	6,861,095	役員退職慰労引当金	449,800
建物	3,517,142	その他の	161,255
構築物	121,951	負 債 合 計	4,089,891
機械及び装置	849,621	(純資産の部)	
車両運搬具	9,691	株 主 資 本	26,269,112
工具器具備品	242,919	資 本 金	4,058,813
土地	2,086,422	資 本 剰 余 金	4,526,575
建設仮勘定	33,346	資本準備金	4,526,572
無形固定資産	37,420	その他資本剰余金	3
ソフトウェア	31,154	利 益 剰 余 金	19,792,904
その他	6,266	利益準備金	231,500
投資その他の資産	3,867,570	その他利益剰余金	19,561,404
投資有価証券	3,316,470	固定資産圧縮積立金	89,884
前払年金費用	519,820	別途積立金	12,260,000
その他	31,658	繰越利益剰余金	7,211,520
貸倒引当金	△380	自 己 株 式	△2,109,181
資 産 合 計	31,183,571	評 価 ・ 換 算 差 額 等	824,566
		その他有価証券評価差額金	891,554
		土地再評価差額金	△66,988
		純 資 産 合 計	27,093,679
		負 債 純 資 産 合 計	31,183,571

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		19,650,950
売 上 原 価		14,226,484
売 上 総 利 益		5,424,466
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,324,220
営 業 利 益		1,100,245
営 業 外 収 益		194,061
営 業 外 費 用		2
経 常 利 益		1,294,305
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	39,006	39,006
税 引 前 当 期 純 利 益		1,255,298
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	327,200	
法 人 税 等 調 整 額	39,854	367,054
当 期 純 利 益		888,244

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	4,058,813	4,526,572	3	231,500	89,884	12,260,000	6,679,351
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△356,075
当 期 純 利 益							888,244
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	532,169
当 期 末 残 高	4,058,813	4,526,572	3	231,500	89,884	12,260,000	7,211,520

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△2,109,057	25,737,068	426,170	△66,988	359,181	26,096,250
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△356,075				△356,075
当 期 純 利 益		888,244				888,244
自己株式の取得	△124	△124				△124
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			465,384	-	465,384	465,384
当期変動額合計	△124	532,044	465,384	-	465,384	997,429
当 期 末 残 高	△2,109,181	26,269,112	891,554	△66,988	824,566	27,093,679

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

ダイニチ工業株式会社

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 新 潟 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三 木 康 弘

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高 橋 顕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイニチ工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

ダイニチ工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 渡 辺 美 幸 ㊟

監査等委員 田 中 勝 雄 ㊟

監査等委員 宮 島 道 明 ㊟

監査等委員 石 川 佳 代 ㊟

(注) 監査等委員田中勝雄、宮島道明及び石川佳代は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 新潟県新潟市南区北田中780番地6
 本社会議室
 電話 (025)362-1101(代)



交通のご案内

【車でお越しの場合】

J R 新潟駅より 長岡方面へ車で約30分
 上越新幹線燕三条駅より 新潟方面へ車で約40分
 黒埼インターより 長岡方面へ車で約20分

【路線バスご利用の場合】

往路：[新潟駅] W70D大野・白根線
 白根・潟東営業所行き 8:07発 →[大通黄金七丁目]9:03着 徒歩5分
 復路：[大通黄金七丁目] W70D大野・白根線
 新潟駅行き11:27発 →[新潟駅]12:31着